



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 19(1), 218-223
Issue Date	1968-08-26
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16101">https://hdl.handle.net/2115/16101</a>
Type	other
File Information	19(1)_p218-223.pdf



## 北海道大学法学会記事

〇八、「アメリカ合衆国の対日政策について」

昭和四十三年一月一九日(金)午後三時〜五時三〇分

報告者 神谷不二

出席者 一一名

今回は大阪市大教授の神谷不二氏(専攻、国際政治学)をかこみ懇談した。今回は、当初、幹事としては臨時会とする予定であったけれども、都合により例会に切換えさせていただいた。テーマは第二次大戦後のアメリカの対日政策であった。同氏は次のように述べた。戦後の対日政策(さらにはアジア政策)については、終戦時において、アメリカじしん十分に熟した構想をもちあわせておらなかったこと。西欧の復興を第一に考え、アジアの戦後経営を第二のものと考えていたこと(ヨーロッパ第一主義)。

この二点に常に注意を払う必要がある。アメリカの日本をもふくめたアジア政策が矛盾した内容をもつことは、右のような、青写真の欠如、ヨーロッパ第一主義(一方で植民地解放を主唱しながら、他方では、西欧をアメリカの望むように安定させるために、アジアにおいては西欧の植民地復活を承認することもあったというような例)に由来するものである。さて、対日政策についてみ

れば、次のような推移をたどった。占領初期の非軍事化、弱体化政策から、中共成立・朝鮮戦争を契機として日本の強化策へと政策が転換され、その政策も当初の日本自立化から、やがてアメリカのアジア政策(ヨーロッパ第一主義からアジア第一主義へ変わってきている)への寄与を日本に求める方向へと変わってきている。アメリカの対日政策の方向づけに当って、マッカーサー(アメリカ人としては珍らしく、ヨーロッパの事情を知らない、アジア通の人物であった)が大きな役割を果たした。この前後の方向についていえば、昭和三十三年の岸訪米をきっかけに「日米新時代」に入り、続いて池田・ケネディ時代を経て、佐藤・ジョンソン会談(第一次、第二次)にまで至っているわけであるが、日本のアメリカに対する自主性は高まり、アジア政策の面でもアメリカは日本の協力、役割増大を求めてきており、そのことは益々強まっている。日本国民の間にも相当強い反米感情があること、保守党の得票も減る傾向にあることから、アメリカとしても、今日、日本の動向には十分注目している。以上が同氏の話の大筋である。

懇談の席上では、次のような点が話題となった。アメリカのアジア政策の構想が十分に熟していなかったという話が出たが、研究の方向についても、アメリカのアジア研究は不十分であった(質量ともに)という。アメリカはアジアの問題に対処するのに、ヨーロッパでの経験にあまり頼りすぎている(いる)のではないか。たとえば、ヨーロッパ諸国におけるごとく発展段階が或る程度まで達している国では、経済開発は政治の安定を招来す

るとしても、そのような程度まで達していないアジア諸国の場合には経済開発が政治的不安定を招くということもある。アジア第一主義といってもヨーロッパ第一主義の場合とは質の差があるように思われる。後者はヨーロッパのイニシアチブを認め、ヨーロッパ諸国のために益となるのに反し、前者はアメリカのイニシアチブを前提とし、アジア諸国にとり必ずしも益となるものではない。アメリカでは、ヨーロッパ・アメリカとは異資の価値体系が理解されにくいのではないか。そのことがアジア政策の成果が十分にあがることを妨げているのではないか。GHQの政策のどこまでがワシントンの、どこまでがマッカーサーのものかよくはわからない。対ドイツ占領政策の場合よりも現地占領司令官の発言力ははるかに強力であったといえる。このほか、未だ話題となった点もあるが、紙幅の都合上省略せざるをえない。防衛力増強の動き、安保条約をめぐる議論も盛んになりつつある折柄、時宜をえたテーマであり、報告者の整理のよろしきにも助けられて、興味深く聴くことができた。この点、報告者に御礼申しあげる次第である。

○九、「刑法時事談義―医療と刑法、佐世保事件、刑法改正問題」

昭和四十三年三月二十二日(金)午後二時三〇分―五時二〇分

出 席 者

一 二 名

最近の時事問題のうち二つをえらんで、刑法学者の眼からみるとどのような問題があるかを語る。他に、刑法改正の進捗状況、問題点についても話は及んだ。まず「医療と刑法」については、心臓移植手術がとりあげられた。ここでは、刑法上の問題としては、死亡の時期を心臓死の時点(現在の支配的見解)にとどめておくべきか、脳死の時点に変更すべきかという問題がある。この問題は心臓提供者の心臓をとり出すことが殺人行為となるかどうかという問題にかかわるわけである。心臓移植を法的に是認するにしても、無制約に許すべきでなく(脳の移植にでもなればなおさらのことである)、濫用防止のために、移植の可否を判定する委員会でもつくったらどうか。人体の一部(とりけ、脳、心臓)を移植することを法的に承認するかしないか、承認するとしてどのような要件の下に承認するかという問題に対しては、倫理・宗教上の観念、社会通念を考慮の上で答えられることはいうまでもない。そして、そのような問題に答えることこそ、人文・社会科学の務めでもある。以上のほか、出生時期の問題、人工授精児の問題、一部責任能力の問題が言及された。次の話題は「佐世保事件であった。警察当局は兇器準備集合罪(刑法二〇八条ノ二)を適用した。この事件における学生の行動が右法案に該当するかどうか問題がある。角材は「兇器」といえるのか。加害目的の対象が不特定でもよいか(おおよそ警察官ならばよいか)、兇器所持と目的の加害行為との間に相当の時間間隔がある場合でも右法案は

適用可能か。多衆不解散罪（刑法一〇七条）の適用は考えられないか（解散命令権の法的根拠が問題となる。警職法五条の「制止」は解散命令権の根拠となりうるか。文理上無理であろう）。

問題は、兇器準備集合罪を理由としての介入がされながら、起訴の段階では公務執行妨害罪（刑法九五条）に切換えられたことである。手続上、不公正だという感を免れない。兇器準備集合罪はたんに介入の理由として用いられたのみではないか。起訴を予定していない逮捕、集団行事への介入が一般化することにでもなれば、甚だしく憂慮すべきことになる。最後の話題は「刑法改正問題」であった。明治四一年度施行の現行刑法を改正する動きは幾度もあり、昭和三十一年の刑法改正準備会による作業を経て（昭和三六年、改正刑法準備草案成る）、昭和三八年法制審議会への法律大臣の諮問があり、これを受けて目下五箇の委員会においてそれぞれ分担を定めて検討中である。いずれの委員会も、問題をかかえこんでいる。たとえば、死刑を存続させるべきか、懲役・禁固の区別をなくして一本にまとめるべきか、保安処分の規定を設けるべきか、等々。そもそも全面改正をする必要ありや否やについても実は賛否定かでないのである。全面改正ができるにしても、それまでには、なお、数年を要するであろう。

討論の段階で問題となった点を次に拾いあげておく。まず、「医療と刑法」について。報告者の説くように移植手術をするに一定の規制をする必要がある。要件が問題だが、提供者の同意（もはや死亡が時間の問題であることも一要件であろう）があれ

ば認めるべきか。いかに同意があっても、未だ生きている人間が自己の器官（それも心臓とか脳とかのごとく人間存在を根本的に規定する器官）にせよ、他人に使わせる意思表示をした場合でも、その意思表示をもって移植手術を適法ならしめうるかどうか問題である。将来、「機械人間」でも登場してこないとも限らない。そうなれば、民法上も問題を生じそうである。移植手術が盛んになれば人間の同一性判定の基準が問題となっても可よう。移植手術の規制に当っては、たんに成功率が大きくなったということだけから判断しえず、提供者側の人権を害さないこと、倫理・宗教にも考慮を払わねばならないことに異論はない。「佐世保事件」について。行政検束のなされるおそれも出てきたこと。当局は刑事手続上問題がある態様で臨みながら、一片の説明で合理化したつもりになっているようであるが、このような態度は遺憾である。破防法適用の問題は可能なのかどうかも若干議論の対象となったが、ここでは省略する。最後に「刑法改正問題」について。この問題については議論をするほどの時間が残っておらなかったことを認めざるをえない。この点は、報告者にお詫びしなければならぬ。

時事的な問題をとりあげることが、ここ二ケ年間、ごくすくなくあった。今回は異例といえるであろう。「医療と刑法」にせよ、「佐世保事件」にせよ、近時の文字どおりのトピックスであり、そのような問題について刑法学者の口から直接に話を伺うことができたことは、ありがたいことである。幹事としては、「医療と

刑法」に関連しては早晚、民法上の「人」の概念を拡げて、「自然人」「法人」のほかに、「人工人」とする必要もでてくるのではないかと思ひ、「佐世保事件」については、行政検束復活のおそれがあるのではないか、法律がその適用のレベルでかたんに紙上の存在と化しさられてしまう例(パウンドのいう *Low in books, Low in action*)をみたことと感じた次第である。同感の士もあることであろうと思ふ。

研究会終了後、恒例の総会を開き、幹事の会計報告が承認された。続いて、これも恒例のビア・パーティに移った(午後八時まで)。今回は、会員の半田正夫氏が転任されるので、その送別会が主眼であった。同氏が過去において本会メンバーとして協力してくださったことに御礼申しあげておきたい。

報 報

幹事交替の時期が到来した。旧幹事(米倉)から新幹事(丹宗教授)へ事務引継がなされるわけである。当面、旧幹事としては次のようなことを思っている。第一は感謝である。二ヶ年の間に報告してくださった方々には感謝のことばを知らない。実に快よく報告依頼に応じてくださったからである。さらに、ルーチンの事務を一手に引受けてくださった平井助手にも御礼申しあげねばならない。第二はテーマの選択が拙劣であったのではないかという危惧である。法学・政治学いずれかに偏することなく、長老・中堅・新進に偏することがないようにし、さらに過去三年間位の報告回数平均化も考えなくてはならない。その他、いろいろの

要素を考えねばならず、困難な問題である。新幹事がこれらの点を配慮されて腕を揮われるであろう。第三は、雑報記事の書き方が拙劣であり、場合によっては礼を失しているかという危惧である。なにぶんにも、専攻外のテーマについて記事を書くので誤りもあるかも知れず、さらには失礼な表現を意識しないでなしていたかも知れない。もしさようなことがあればここでお詫びしておく。なお、記事は詳しく書くことが望ましいであろう(たとえば、京都法学会雑誌を参照)。報告してくださった方々に対する義務でもあるかと思う。第四にそもそもかような会を残すだけの意味はあるのかという問題がある。これについて一概に答は出せない。会の目的をどのように規定するかによるからである。ここでは次のことぐらしいしかえない。積極的に報告があらわれて会が盛りあがるならば、そのことは会の存在意義をうらづけようし、そうでなくて、はじめからわれ関せず(当の時間に講義をするような方も過去においてはあったようである。)という方々が多くなれば存在意義はなくなるわけである。筆者のみるところ、廃止論も決してすくなくないようである。このことは将来の問題であろう。以上のほかにもなお感想はあるけれども、なんといつても紙上の限界があるので、これ以上は言及しえない。

### 北海道大学法学部民事法研究会記事

(昭和四三年四月)

一、四月二日(金)最高裁判所判例研究

- 民集二卷 一号 一頁 神田
- 民集二卷 一号 一六頁 藤岡
- 民集二卷 一号 六一頁 五十嵐
- 民集二卷 六号一四四七頁 小川
- 民集二卷 七号一七四〇頁 小川
- 二、四月一九日(金) 最高裁判所判例研究
  - 民集二卷 七号一七二九頁 川井
  - 民集二卷 一号 八八頁 石川
  - 民集二卷 一号 四三頁 米倉
  - 民集二卷 一号 一〇三頁 青竹

北海道大学法学部刑事法研究会記事

- 一、四月二六日(金) 最高裁判所判例研究
  - 最高裁判所刑事判例集二卷 七号 八六三頁 小暮
  - 最高裁判所刑事判例集二卷 七号 九〇四頁 能勢
  - 最高裁判所刑事判例集二卷 七号 九八五頁 大沢
- 二、五月一日(金) 最高裁判所判例研究
  - 判時五〇八号 司法修習生(地裁)
- 三、六月二九日(金) 最高裁判所判例研究
  - 判時五〇五号 司法修習生(地裁)
- 四、七月五日(金) 最高裁判所判例研究
  - 最高裁判所刑事判例集二卷 八号一〇四〇頁 能勢
  - 最高裁判所刑事判例集二卷 八号一〇九七頁 大沢

- 最高裁判所刑事判例集二卷 八号一一一六頁 平井
- 北海道大学法学部政治学研究会記事  
(昭和四三年四月)

- 一、四月二六日(金)
  - イギリスの全国レベルにおける選挙キャンペーン 小川晃一
- 二、五月一日(金)
  - 明治国家の国是をめぐる問題 永井秀夫
- 三、五月三〇日(木)
  - アメリカに於ける行政研究と行政教育の一断面 伊藤大一
- 四、六月二八日(金)
  - 一般教育としての政治学について 富田容甫

北海道大学法学部公法研究会記事

- (昭和四三年四月)
- 一、四月一九日(金) 判例研究
  - 判例時報四八三号 二八頁 荒井 史男
  - 判例時報四八五号 二七頁 島山 武道
  - 判例時報四八六号 四頁 秋山 義昭
- 二、五月一七日(金) 判例研究
  - 判例時報四八七号 三四頁 秋山 義昭
  - 判例時報四八八号 五五頁 島山 武道
  - 判例時報四九〇号 一六頁 浜 秀和

